



宮 崎 県 公 報

平成26年 9 月29日 (月曜日) 第 2629 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1		○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (国保・援護課) 3
○訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (労働政策課) 1		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の廃止…………… (“) 3
告 示		○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 4
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 2		○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 3		○道路の供用の開始…………… (“) 4
		公 告
		○公共測量の実施の通知 (2件) …………… (管理課) 5
		○落札者等の公告 (2件) …………… 5

規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成12年宮崎県規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p>第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 条例別表の14の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="width: 50%;"><u>母子及び寡婦福祉法施行細則 (昭和47年宮崎県規則第7号)</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	1 条例別表の14の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	<u>母子及び寡婦福祉法施行細則 (昭和47年宮崎県規則第7号)</u>	[略]	[略]	<p>第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 条例別表の14の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="width: 50%;"><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和47年宮崎県規則第7号)</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	1 条例別表の14の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和47年宮崎県規則第7号)</u>	[略]	[略]
1 条例別表の14の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	<u>母子及び寡婦福祉法施行細則 (昭和47年宮崎県規則第7号)</u>								
[略]	[略]								
1 条例別表の14の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和47年宮崎県規則第7号)</u>								
[略]	[略]								

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則 (昭和41年宮崎県規則第38号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練 (以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練 (以下「職</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練 (以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練 (以下「職</p>

場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)までとする。

(1)~(8) [略]

(9) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者(雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。)

(10) [略]

(11) 次のア又はイに該当する者として厚生労働大臣による自立支度金の支給決定通知書又は厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書を有する者及びこれらに準ずる者として都道府県援護主管課(部)長により証明された者であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に規定する中国残留邦人等

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第6条第1項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるもの

(12)~(16) [略]

2~4 [略]

場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)までとする。

(1)~(8) [略]

(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者(雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(4)に該当するものに限る。)

(10) [略]

(11) 次のア又はイに該当する者として厚生労働大臣による自立支度金の支給決定通知書又は厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書を有する者及びこれらに準ずる者として都道府県援護主管課(部)長により証明された者であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に規定する中国残留邦人等

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第6条第1項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるもの

(12)~(16) [略]

2~4 [略]

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 529号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いわよし薬局	都城市千町5268-2	平成26年9月1日

ハロー薬局牟田町店	都城市牟田町28街区5号	平成26年9月1日
花田歯科医院	都城市高崎町大牟田19-58-26	平成26年8月1日
イオン薬局多々良店	延岡市岡富町 843	平成26年7月1日

宮崎県告示第 530号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
沖本歯科医院	都城市高崎町大牟田19 58番地26	平成26年 7月31日

宮崎県告示第 531号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社 団アブラハ ムクラブ	都城市年見 町23号12番 地	ベテスダク リニック	都城市年見 町23号12番 地	平成26年 8月 8日
特定非営利 活動法人青 空会	日向市富高 6276番地 1 27	訪問介護事 業所にじい ろ	日向市東郷 町山陰辛 7 53- 1	平成26年 8月 7日
山田祐子	宮崎市祇園 2丁目23番 地 1	きずな歯科 医院	西都市大字 荒武3967- 3	平成26年 8月 1日
総合メディ カル株式会 社	福岡県福岡 市中央区天 神2丁目14 番 8号	そうごう薬 局広原店	都城市広原 町 6 丁目12 番 5号	平成26年 8月 1日
有限会社万 能薬品	都城市山田 町山田3880 - 1	みまたファ ミリー薬局	北諸県郡三 股町大字樺 山射場前45 40- 8	平成26年 8月 1日
特定非営利 活動法人一 夢庵	日向市比良 町 4 丁目85 番地	一夢庵訪問 介護事業所	日向市比良 町 4 丁目85 番地	平成26年 8月 1日
はまゆう農 業協同組合	日南市吾田 東 2 - 5 - 15	J A はまゆ う串間訪問 介護事業所	串間市東町 7 番地 7	平成26年 8月 1日
医療法人社 団慶城会	日向市塩見 11652番地	三日月原デ イサービス ゆたっと	児湯郡都農 町大字川北 三日月原11 41- 5 番地	平成26年 8月 1日

社会福祉法 人まほろば 福祉会	宮崎市跡江 525番地	訪問介護事 業所 天領 の杜	東諸県郡国 富町大字竹 田 793	平成26年 8月 1日
株式会社フ ァーストカ ラー	日向市都町 9 番12号	通所介護セ ピア調	日向市都町 9 番12号	平成26年 7月 8日
有限会社は ーと介護	延岡市古川 町50番地 5	デイサービ スはーと ふるかわま ち	延岡市古川 町57- 1	平成26年 7月 8日
有限会社共 栄調剤薬局	延岡市柳沢 町 6 丁目16 65- 1	ハラダ調剤 薬局西出北 店	延岡市出北 6 丁目1665 - 1	平成26年 7月 1日

宮崎県告示第 532号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社 団アブラハ ムクラブ	都城市年見 町23号12番 地	居宅介護支 援事業所シ ャーローム	都城市年見 町23号12番 地	平成26年 8月 8日
株式会社結	都城市高崎 町大牟田12 44番地10	結居宅介護 支援事業所	都城市高崎 町大牟田19 99番地22	平成26年 7月 1日

宮崎県告示第 533号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ほけっと	宮崎市大字新名爪8番地88	居宅介護支援事業所ほけっと	東諸県郡国富町大字宮王丸366番地	平成26年2月1日

宮崎県告示第 534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	指定年月日
粟田 英敏 （ほのか鍼灸治療院）	日向市鶴町1丁目6-6	平成26年9月2日

宮崎県告示第 535号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
26年-42	映画	初恋のつぼみ ここから先はダメよ	渡邊（元）組 ＜オーピー映画＞	平成26年9月18日
26-43	映画	社内（秘）性愛 バイブを掻き回さないで	珠組 ＜新日本映像＞	
26-44	映画	官能エロ実話 ハメられた人妻	池島組 ＜オーピー映画＞	
26-45	映画	THEレイプ いきなり！ぶち込む	荒木組 ＜オーピー映画＞	
26-46	映画	女子大生レズ 暴姦の罠	小川組 ＜オーピー映画＞	
26-47	映画	欲望に狂った愛獣たち	山内組 ＜オーピー映画＞	
26-48	映画	ワイセツ事件 母の絶頂息子の目前で	池島組 ＜新東宝映画＞	
26-49	映画	緊縛絵師の甘美なる宴	友松組 ＜オーピー映画＞	
26-50	映画	マッド・ナース （原題）NURSE 3D	ポニーキャニオン （アメリカ）	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年9月29日から平成26年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
53	県道	京町小林線	小林市南西方字ダラガ迫7171番7	旧	7.3～7.9	22.5

地先から同市南西方同字7171番7地先まで	新	15.3～16.0	22.5
-----------------------	---	-----------	------

宮崎県告示第 537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年9月29日から平成26年10月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
53	県道	京町小 林線	小林市南西 方字ドラガ 迫7171番7 地先から同 市南西方同 字7171番7 地先まで	平成26年9月29日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、小林市長から次のとおり通知があった。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業地域
小林市全域
- 3 作業期間
平成26年8月4日から平成27年3月27日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量2級：1点、3級：1点）
- 2 作業地域
都城市蓑原町
- 3 作業期間
平成26年9月22日から平成27年3月20日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
胃がん検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
- 5 落札金額

88,020,000円

- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年6月9日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乳がん検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エクセル・クリエイツ 大阪市中央区南船場1丁目16番13号
- 5 落札金額
77,760,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年6月9日

--	--